

後期高齢者医療制度のお知らせ

☎ 国保年金課医療福祉係(☎826-1111 内線2316、2406)

75歳(一定の障害がある方は65歳)以上の方

□保険証について

8月1日からの新しい保険証は、7月中旬に被保険者個人に郵送します。保険証が届きましたら、記載内容に間違いや変更がないか確認してください。

□自己負担割合について

保険証に記載されている自己負担割合は、1割(一般)または3割(現役並み所得者)となります。

□限度額適用・標準負担額減額認定について

住民税非課税世帯(同一世帯の全員が住民税非課税の場合)の被保険者は、高額療養費の自己負担限度額(月額)や、入院時の食事代が減額になります。(認定証を医療機関などの窓口で提示してください。)

あらたに住民税非課税世帯になった方(市から申請書を送付します)は、事前に国保年金課窓口で申請し、認定証の交付を受けてください。

また、過去1年間で90日以上入院をした方は、入院時の食事代がさらに減額される場合がありますので、お問い合わせください。

※現在、認定証の交付を受けている方で、8月以降も引き続き該当となる場合は、原則として、保険証と一緒に郵送します。

●申請方法

本人(被保険者)の印鑑・保険証を持参の上、国保年金課窓口で申請してください。なお、認定証の適用日は申請月の初日からとなります。

□保険料について

後期高齢者医療保険料は、年金からの差引(特別徴収)または市から送付される納付書(普通徴収)により個人ごとに納めていただきます。

平成23年度の保険料は、7月に茨城県後期高齢者医療広域連合で本算定額が決定されます。



1年間の保険料

=

均等割額

3万7462円

+

所得割額

(総所得金額 - 33万円)

×7.6%

特別徴収

10月以降に特別徴収される額については、8月中旬頃にお知らせします。

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
平成23年2月の徴収額と同じ額(または、前年度の1年間の保険料の1/6の額)が、各月の徴収額となります。			平成22年中の所得に基づき算定した年額の保険料から、仮徴収の額を差し引いた残額を3回に分けて納めていただきます。		

普通徴収

年金から特別徴収されない方は、市から送付する納入通知書を持参し、金融機関で納めてください。

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
4月から翌年3月までの1年間の保険料を7月から2月までの8回に分けて納めていただきます。 - 納入通知書は、7月15日(金)発送予定です。 - 普通徴収になる場合(年金受給額が年額18万円未満の方、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金額の1/2を超える方など)							

◎保険料および医療費の一部負担金の減免などについて

東日本大震災などの災害により被害を受けたり、失業・病気などで所得が著しく減少した方は、保険料や医療費の一部負担金の減免などが受けられる場合がありますので、ご相談ください。(り災証明書をお持ちの方はご持参ください。)